

節湯型シャワーヘッド購入費補助金

～申請手続きの流れ～

申請者

① 対象の節湯型シャワーヘッドの購入・設置

◇対象の節湯型シャワーヘッドは、30パーセント以上の節水又は1分間当たりの使用水量が7リットル以下のものです(令和6年4月1日以降に足立区内の店舗において購入した税抜き6,000円以上の新品に限る)。

◇足立区内に住民登録をしている申請者の自宅に設置

申請者

② 申請書兼請求書・添付資料の作成

◇申請書兼請求書を作成し、必要資料を準備してください。

申請者

③ 申請書兼請求書等の提出

◇申請方法…環境政策課窓口へ持参、もしくは郵送でご提出ください。

(申請書兼請求書等の提出は、代理人でも可能です。)

※郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

区役所

④ 申請受付・内容審査

◇申請受付後、受付順に内容の審査を行います。不明な点は、区役所から電話等でご連絡する場合があります。

◇審査の結果、一部又は全部が補助対象とならない場合もありますので、ご注意ください。(要件を満たしていない場合等)

区役所

⑤ 補助金交付決定通知書の送付

◇補助金交付決定通知書を、申請者ご本人宛に送付します。

◇申請受付後、申請者ご本人宛に1～2か月程度でお送りします。

区役所

⑥ 補助金の交付

◇ご提出いただいた、「補助金交付申請書兼請求書」に記載の口座へ、振り込み手続きを行います。

申請者

⑦ 補助金の振込確認

◇振込完了のご連絡は行っておりませんので、ご自身で通帳記帳のうえご確認ください。(通帳には「カンキョウセイサ アダチカイケイカンリヤ」と印字されます。)

◇振り込みには、補助金交付決定通知書の送付後、2～3週間程度かかります。